

評議員・役員報酬支給規程

社会福祉法人 豊穰福社会

## 評議員・役員報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊穰福社会（以下「本会」という）の評議員・役員報酬に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員・役員報酬)

第2条 評議員・役員の報酬は次により支給する。

(1) 評議員会・理事会への出席

(2) 研修会、講習会への出席

(3) 監事監査

(4) 前各号のほか、理事長が必要と認めるもの

2 報酬は日額3,000円を支給する。

(旅費交通費の精算)

第3条 役員及び評議員が、上記の職務を行うための交通費は、実費による精算を行うものとする。その場合、役員及び評議員は領収書等の原本の提出をもって精算するものとする。

2 役員が研修に要した旅費は、本会の社会福祉法人 豊穰福社会の旅費規程を援用する。

(附則)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1

## 評議員会・理事会出欠及び報酬簿

平成 年 月 日

	氏 名	金 額	受領印	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
合 計		円		